

令和6年度向け市町村・一部事務組合一般廃棄物担当者説明会

1. 開催日時

令和5年11月1日（水）～8日（木）13:00～16:00

2. 開催場所及び参加者実績

主要5都市5回 合計441名参加申込（昨年429名参加）

（北海道：60名、東北：34名、関東：179名、関西：93名、九州：75名）

- 説明会を2部構成とし、前半では容リ法に基づく申込、後半ではプラスチック資源循環促進法に基づく申込（製品プラ等）について、それぞれ説明を行った。

3. 説明内容

① 分別基準適合物の引取及び再商品化概要：60分

（全体概要20分、各素材の個別説明40分）

② その他事項：15分（申込注意事項、合理化拠出金等）

③ プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について：40分

④ その他事項（品質調査、上限価格、市町村の負担コスト等）：25分

4. 主な質問項目

(1) 素材共通、その他（全般についての質問、意見等）

<指定保管施設>

Q:指定保管施設とは別の場所で分別基準適合物の引き渡しが可能となる場合はありませんか。

A:指定保管施設での引き渡しが原則となります。

<実施委託単価>

Q:再商品化実施委託単価について、PETボトル以外の素材は上昇する一方、PETボトルは下がっています。この理由は何ですか。

A:再商品化実施委託単価は算定式が決まっております。算定式の分子は、再商品化に係る総費用の見込額で、再商品化事業者を支払うリサイクル費用と協会経費の合計、分母は特定事業者と市町村等からの再商品化委託申込見込量となります。

令和6年度の委託単価上昇は計算式の分母が小さくなった影響が大きいと思われます。

その理由は、申込見込量の基本となる再商品化義務総量についての国の算定方法が今回から変更となったためです。従来は、分別収集見込総量と再商品化見込量を比較して少ない方をベースに決定されていましたが、分別収集見込量から市町村の独自処理予定量を差し引いた数字を再商品化見込量と比べる運用に全素材一律で変更となりました。その結果、今回はいずれも収集側の量が小さくなっています。

PETボトルでの委託単価低減については、昨年はPETボトルの落札単価がかなり高く、有償入札収入が多かった影響です。協会はその消費税相当額を一時的に手元に残します。制度運用上、協会はこの金額を協会経費に充当するため、負担する協会経費は本来の計算金額より少なくなるからです。

<有償入札拠出金と合理化拠出金>

Q:有償入札拠出金と合理化拠出金について説明してください。

A:有償入札拠出金は、有償で落札された分別基準適合物の落札金額を協会が受け取った後、そこから消費税相当額を差し引いた額を該当の市町村へ拠出（寄付）するものです。協会は利益を目的としないからです。この場合、原資は入札した再商品化事業者が負担します。

一方、合理化拠出金は容り法上の制度で、配分方法等も定められています。再商品化に要する費用を想定よりどれだけ削減できたのかに応じ、削減できた費用総額の半分を市町村へ拠出する制度です。こちらは特定事業者が原資を負担することになります。

Q:資料 10「市町村への再商品化合理化拠出金の支払いについて」では、PET ボトルの合理化拠出金の「低減額」貢献度に応じた配分原資の見込額を 970 百万円と記載しています。どのように算出したのですか。

A: 過去 5 年間の落札量及び当該年度の落札単価と想定単価の差額等を勘案して決定しています。

Q:合理化拠出金の額はホームページに掲載されていますか？

A:市町村の皆様へ→分別基準適合物の引渡し→市町村への合理化拠出金制度  
をご参照ください。

また、令和 5 年 9 月 15 日付 News and Topics では金額確定についてご案内しております。

<契約類改定>

Q:覚え書き、契約書に条項を追加する背景となった案件について、トラブルの内容を教えてください。また、適正な引き渡しができなかった事例についても知りたいです。

A:詳細な内容は申し上げられませんが、プラスチックの中間処理事業者の管理が不十分だったため、中間処理がされないまま引き渡しをしてしまった案件です。分別収集物に含まれていた異物（金属の棒）により、再生処理事業者の破碎設備（刃）が損傷しました。また、引き取りにきたトラックを長時間待機させた事例、複数市町村の処理を請け負っているため、本来引き渡すべき市町村とは別の市町村のバールを誤って引き渡ししてしまった事例等が挙げられます。

<2024 年問題>

Q:2024 年問題についての協会の考えを教えてください。直近では再商品化事業者から引き取りに関して厳しい条件を求められることもあります。協会の方で対策してもらえないのでしょうか。

A:協会としても注視しているところです。今回の契約内容の変更についても、引き取りの際の待機時間が長いという問題から変更に至ったものです。課題があれば、現状の把握を行い、相談させていただきます。

## (2) 素材別

### ①ガラスびん関連

Q:当組合ではヤードが狭いため、10t 車での引き取りは難しいのが現状です。この場合、申込内容の変更は可能でしょうか。また、4t 車などに変更することで引き取りを断られることはあるでしょうか。

A:お申込の際、引き渡し申込書の「保管施設特記事項」にその旨を記載していただければ対応いたします。記載された引き取り頻度や車両指定などを見て事業者が入札を検討するためです。いずれにせよ、引き取りを断ることはありません。

Q:申込関連資料集冊子とは別にカラー版資料（化粧品びんは貴重な資源です～チラシ）が同封されていましたが、直近で関連するトラブルが起きたということですか。

A:そうではありません。以前より、この資料は資料集冊子とは別に封入しており、化粧品びんを分別収集の対象品目に加えていただくことを願う資料となります。

### ②PET ボトル関連

<有償入札拠出金>

Q:PET ボトルの有償入札拠出金について、今後のトレンドをどう見えていますか。

A:今後については経済情勢等によるため、明確には申し上げられません。近時の落札単価は令和4年度は上期6万円、下期11万円に対し令和5年度では上期6万円、下期4万円となっており、コロナ禍前の状況に戻っている印象を受けます。

Q: 年次レポート P7 に記載の内容について。令和3年度は協会の有償分収入と有償入札拠出金との差は12億円(73億円-61億円)であるのに対し、令和4年度では30億(201億円-171億円)と差が拡大しているのはなぜですか。

A:当協会は、有償入札による収入相当額については、消費税相当額を除いた全額を該当する市町村へ拠出するのを原則としています。消費税は次年度に納税となり、令和4年度は有償入札が多かったため、消費税額も比例して大きくなったためです。

Q:資料8「PET ボトルの分別基準適合物の指定法人への引き渡しについて」2.記載の内容は、有償入札であれば市町村等の収入となるが、逆に市況等により再生処理費用が必要となった場合でも、市町村負担比率は0%なので、支払いは発生しないという理解で宜しいですか。

A:市町村負担比率は年度により変わることがありますが、現状ではそのご理解の通りです。

### ③紙関連

・特にありません

### ④プラスチック全般

Q: 各自治体の有益な情報、例えばペール化の仕方等の情報を協会から発信し、全国で共有できるようにしていただきたい。また、リチウムイオン電池等の発火危険物についても既に多くの自治体が住民への混入防止の啓発に取り組んでいるので、こちらについても各自治体の取り組みについて情報共有をお願いしたい。コンビニのレジ画面での廃棄方法の啓発が紹介されていますが、コンビニ店頭で引き取るなどの抜本的な対策を検討していただきたい。

A:製品プラについては今年度開始したところなので、手探りの自治体が多いようです。有益な情報の共有については今後発信していけるようにいたします。リチウムイオン電池等への対応については、事例集という形で情報発信を行ってきましたが、現在では自治体の好事例(名古屋市等)について、協会HPに掲載して周知するようにしています。国とも連携していき、新しい情報があれば、随時HP等でお伝えしてまいります。

### ⑤プラスチック資源循環促進法(プラ新法) 関連

<対象>

Q:塩ビ製の製品プラも引取対象となるのですか。

A:品質ガイドラインや分別収集の手引きに合致したものであれば、塩ビ製も対象となります。

<記入要領>

Q:「様式3-5 ⑩収集しているプラスチックの内容が分かる情報」欄に記載するURLについて、実際に収集している構成市の情報を記載することでも差し支えないですか。また、ホームページがまだ完成していない場合は記載しなくても良いですか。

A:構成市の情報でも差し支えありません。この情報は再商品化事業者が入札等に備え確認するためのものなので、ホームページに掲載する情報がまだ完成していないのであれば記載は不要です。但し、その場合は担当者へ問い合わせが入ることがあるため、そこでご回答いただけるのであれば問題ありません。

<組成比率>

Q:令和5年度に引き渡しをした市町村での製品プラの組成比率を教えてください。

A:申込のあった35市町村のうち上期に28市町村について調査を実施したところ、製品プラ比率は11%~12%でした。各市町村の収集品目にもよりますが、ご参考にしてください。

また、28市町村の製品プラ比率の幅は、最小は2%程度、最大で20%程度でした。2%と少ないのは、一部の地域のみや容リプラ収集時に含まれる指定収集袋のみを製品プラとして申し込んだ市町村が該当します。

Q:令和5年度に契約変更となった市町村はどの程度あるのでしょうか。

A:上期の調査結果では19市町村です。

Q:品質調査の結果、契約で組成比率を変更する場合の変更時期について教えてください。契約3年目の組成比率（契約初年度下期と契約2年目上期の品質調査の結果を平均）は、いつ協会から通知されるのでしょうか。

A:現時点では市町村申込書類送付のタイミング（10月下旬）を想定していますが、変更の可能性はあります。それより早く確認したいのであれば、調査結果が出た時点で組成比率を計算することは可能です。

<費用負担>

Q:製品プラの再商品化において、市町村側が負担する分は、協会経費単価と落札単価の合計という理解で正しいですか。

A:負担する単価の考え方としては、そのご理解の通りです。ただし、製品プラは容リプラとは違い、特定事業者負担はなく、100%市町村負担となります。

Q:製品プラの落札単価はHP上に公表されるのですか。

A:落札価格は2月頃に公表予定です。ただし、今年度は全国平均のみ公表しており、個別の市町村の製品プラの落札単価は公表しておりません。

Q:製品プラの組成比率が上振れした場合、協会から請求される金額は増えるのですか。補正予算を組む必要はあるのでしょうか。

A:組成比率が上振れした場合は、協会からの請求金額は増えることとなります。その場合は市町村によっては補正予算が必要となる場合もあります。ただし、期中で補正予算を組むのか、最初から予算を多めに確保するか等は市町村毎に事情も異なると思いますので、貴役所内でご調整いただければと思います。

Q:容リプラと製品プラを混ぜてバールにした場合と、別個に処理した場合とで落札単価に影響はありますか。

A:令和5年度に製品プラを申し込んだ35市町村の中で、容リプラと製品プラが別々のバールになる市町村は1市町村のみでしたが、その市町村の容リプラ単価と製品プラ単価に大きな違いはありませんでした。ただし、あくまで1か所での結果であり、必ずそうなるとは限りませんのでご注意ください。

<上限価格>

Q:上限価格の設定について、容リプラと製品プラは同じ事業者で落札されると説明がありましたが、総合単価での入札になるということは、上限値は容リプラについても決めることになるのですか。

A:容リプラについては協会が上限価格を設定します。製品プラ分については全額市町村負担であることから、市町村に上限価格を決めていただくという分担です。

<その他>

Q:引渡時に容リプラと製品プラを分けてバール化しても良いとの説明ですが、そもそも製品プラのみでバール化することは技術的に可能なのですか。

A:容リプラと製品プラとを混ぜてバール化する市町村がほとんどですが、指定収集袋等をまぜるなどの工夫でバール化していると聞いています。

Q:北海道で実際に製品プラの申込をしている市町村はどのくらいありますか。

A:令和5年度では2市町村が申込をしており、令和6年度の意向調査では北海道内では6市町村が申込予定とご回答いただいております。但し、この数字はあくまで意向なので、変わる可能性はあります。

以上